

第 8 5 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 5 項中「第 1 6 号」を「第 1 7 号」に改める。

第 3 5 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 3 5 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 3 5 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対し課した前年度分の個人の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 3 2 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額（当該額に 1 0 0 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が 1 0 0 円未満であるときは 1 0 0 円とする。）」に改める。

付則第 1 3 条第 1 項中「第 1 6 号」を「第 1 7 号」に改める。

付則第 1 3 条の 3 第 2 項中「同一銘柄の同法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「同一銘柄の株式等」に改める。

第 2 条 足立区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第 2 1 条各号列記以外の部分及び第 1 号中「または」を「又は」に改める。

付則第 3 条第 4 項及び第 3 条の 2 第 4 項中「、第 1 3 条第 1 項」の次に「、第 1 3 条の 2 第 1 項」を加え、「第 1 4 条の 2 」を「第 1 4 条」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、付則第 1 3 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

付則第 3 条の 6 中「付則第 1 3 条第 1 項」の次に「、付則第 1 3 条の 2 第 1 項」を加え、「第 1 4 条の 2 」を「第 1 4 条」に改める。

付則第 7 条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の区民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 1 5 条第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第 1 項」を「利子所得及び配当所得については、第 1 5 条第 1 項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 1 6 条の 2 の 1 1 第 3 項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第 2 項中「区民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 1 5 条第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、区民税」に、「上場株式等」を「特定

上場株式等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第13条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該区民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第15条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

付則第13条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の区民税の課税の特例）
第13条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該区民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第15条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して計算するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲

渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第13条第1項」とあるのは「付則第13条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の1第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

付則第13条の3から第14条までを削る。

付則第14条の2第2項第1号から第4号までの規定中「付則第14条の2第1項」を「付則第14条第1項」に改め、同条を付則第14条とする。

付則第14条の3を削る。

付則第14条の4第2項第1号及び第2号中「付則第14条の4第1項」を「付則第14条の2第1項」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に、「付則第14条の4第1項」を「付則第14条の2第1項」に改め、同項第4号中「付則第14条の4第1項」を「付則第14条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「付則第14条の4第3項」を「付則第14条の2第3項」に改め、同項第2号中「付則第14条の4第3項」を「付則第14条の2第3項」に、「付則第14条の4第4項」を「付則第14条の2第4項」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に、「付則第14条の4第3項」を「付則第14条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「付則第14条の4第3項」を「付

則第14条の2第3項」に改め、同条第6項中「付則第14条の4第3項」を「付則第14条の2第3項」に改め、同条を付則第14条の2とする。

付則第14条の5を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第15条及び付則第13条の改正規定並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中第35条の2第1項及び第35条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(3) 第2条の規定及び次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の区民税については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例第35条の2及び第35条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の区民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の足立区特別区税条例付則第3条、第3条の2、第3条の6、第7条及び第13条から第14条の2までの規

定中個人の区民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。